令和６年度

事　業　計　画

策定　令和６年３月２８日

佐渡市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、　農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

一、　農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、　農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、　農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。

一、　農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

（2016 年５月 26 日開催「平成 28 年度全国農業委員会会長大会」において制定）

Ⅰ　農業・農村及び農業委員会組織をめぐる情勢と課題

１．　農業・農村を取り巻く情勢は、気象変動による生産の不安定化や、長期化するロシアのウクライナ侵攻など国際紛争による世界的な情勢不安などにより、生産・輸入への影響、物流の停滞、生産資材等の高騰などで大きな影響を受けるとともに、食料安全保障の強化・確立が急務となっており、生産基盤である農地をしっかり守り、活かし、食料自給率を高めていくことが必要となっている。

２．　このような中、農業・農村は、依然、農業者の減少や高齢化の進展が続き、担い手の育成・確保や農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など農地利用の最適化が喫緊の課題となっている。

３．　本市農業の基幹となる水稲は、人口減や高齢化等による消費量の減少等により、米の需要量は一段と減少してきており、引き続き「新潟米基本戦略」や「園芸振興基本戦略」を着実に実施し、所得の拡大を図ることが必要となっている。

　また、昨年の猛暑・渇水など、常態化する自然災害への対応や畜産におけるＣＳＦ（豚熱）、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜防疫体制の強化、「みどりの食料システム戦略」・「ＳＤＧｓ」など持続型社会への対応も必要となっている。

４．　農業生産構造では、担い手の減少・高齢化などで脆弱化が進行してきており、農業の持続的発展を担う多様な担い手の確保・育成や、営農組織・法人における円滑な継承を図ることが必要となっている。

　また、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の促進や、農地中間管理事業の積極的な活用等により担い手への農地の集積・集約化を加速していくことが必要となっている。

５．　中山間地域等の農村地域では、高齢化や人口減少が続いており、地域活性化と振興を図るためには、より多くの若者等の定住を促進し、地域に根ざした経済活動が営まれるよう支援するとともに、日本型直接支払の着実な実施や総合的な生活インフラ整備等が必要となっている。

６．国際的には、地域的な包括的経済連携（ＲＣＥＰ）等が発効し、国際的な経済連携が加速するとともに、世界的な情勢不安等による食料安全保障の懸念など、現行基本法制定時には想定してなかった情勢の変化や様々な課題に直面する状況となり、制定から約20年が経過した食料・農業・農村基本法や農地関係法の本年改正が見込まれている。

７．このため、令和６年度は、こうした状況を踏まえ、農業委員会は、農地法をはじめとする農地制度の公正・公平な運用はもとより、地域農業・農村の10年後の羅針盤となる「地域計画」の策定に積極的に関わっていくことが求められている。

Ⅱ　基本方針

農業委員会は、農業及び農業者の公的代表機関として、地域農業の維持・活性化、農地の効率的な利用及び農作業の効率化・負担軽減等を促進し、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法その他関係法令に基づく事務を適正に執行し、本市の農業振興とこれを実現するための基本的な施策のあり方を明らかにするため、以下の７項目を重点的に取り組むこととする。

Ⅲ　令和６年度の重点推進事項

１．積極的な活動推進に向けた諸会議等の開催

２．農地利用の最適化等の推進

３．地域計画の策定に向けた積極的な協力

４．農地法等の適正執行

５．農業者等との意見交換や政策提言活動等の推進

６．農業者年金加入者の拡大対策等の推進

７．農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

Ⅳ　事業計画

１．積極的な活動推進に向けた諸会議等の開催

農業委員、農地利用最適化推進委員及び委員会事務局が、「チーム農業委員会」として、農業及び農業者の公的代表機関としての役割を発揮するため、次の会議を開催する。

会議の種類	備　考
（１）総会	年１２回
（２）農地利用最適化推進会議	年　３回
（３）地区代表者会議	年　２回
（４）地区別農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議	年２回以上
（５）農地部会	年１２回
（６）農政振興部会	年　５回
（７）年金委員会	年　２回
（８）広報・研修委員会	年　３回
（９）その他必要な会議	必要に応じて

※　（４）地区別農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議は、令和６年度より設置。

２．農地利用の最適化等の推進

①　「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に掲げた目標の達成に向けた「担い手への農地の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に積極的に取り組む。

参考：「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に掲げた目標
遊休農地の解消目標：０％
担い手への農地集積目標：９０％
新規参入の促進目標：（個人）１０人 18.3ha　（法人）１０法人 117.５ha

②　最適化活動の目標の設定及び公表・報告

事務局は、令和６年３月末までに総会で定めた令和６年度の最適化活動の目標を、翌年度の４月に市ホームページで公表するとともに、新潟県知事に報告する。

参考：令和５年度最適化活動日数目標　１人当たり１０日／月

③　委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施

委員等は、最適化活動等を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した農業委員会活動記録簿を作成し、翌月５日までに事

務局に提出する。

委員等は、農業委員会活動記録簿に基づき、１年間の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の４月末を目途として事務局に提出する。

④　委員会は、翌年度の５月末までに総会において、委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価する。

⑤　事務局は、委員等及び委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」に取りまとめ、市ホームページで公表するとともに、６月末までに佐渡市長、新潟県知事及び新潟県農業会議等に報告する。

⑥　県農業改良普及センター及び市と連携し、「家族経営協定」の普及に取り組む。特に、男女共同参画に関連し、女性の農業経営への参画を協定に盛り込むよう推進する。

⑦　新規就農者の確保に向けて、新潟県農業会議が主催する「農林業新規就農・就業チャレンジフェア」等に参加する。

⑧　新規就農者の定着・育成に向けて、経営実態や経営改善の意向、農地利用の状況等について把握することにより、新規就農者を積極的に支援するため、新規就農者訪問を計画的に実施する。

⑨　４９歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を周知する。

⑩　農地利用最適化活動を推進するため、委員等研修を行う。また、新潟県農業会議が開催する研修会等へ参加する。

３．地域計画の策定に向けた積極的な協力

①　県・農林公社・農業会議、市、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体との連携強化

②　出し手・受け手の意向の把握（離農・規模縮小の時期、担い手化の意向の有無、担い手の集積・集約希望地区、栽培作物、農地転用見込等）

③　農地の状況の把握（遊休農地や農地の利用状況等）

④　農地中間管理事業の優良事例等の把握・周知

⑤　市が設ける農業者等による協議の場等への参加

⑥　地域計画（目標地図）の策定に協力

⑦　佐渡市長より意見を求められた地域計画の策定または変更は、総会で審議し回答する。

４．農地法等の適正執行

①　農地法第３条（農地等の権利移動）、同法第４条（農地の転用）又は同法第５条（農地等の転用のための権利移動）に規定する許可については、

あらかじめ事務局が書類審査を行い、必要に応じて申請書等の補正等を求める。

申請書の受理後、事務局と地区担当の委員等で現地調査を行い、議案として総会に提出・審議する。

許可は総会を開催した日付で許可をするが、開発行為の許可など一定の条件が成就する必要がある場合は、その条件が成就した日付で許可をする。なお、常設審議委員会の意見聴取事案については、総会では許可相当と決定し、常設審議委員会での審議後に、原則、審議があった日付で許可をし、前述と同様に一定の条件が成就する必要がある場合は、その条件が成就した日付で許可をする。

届出を要する相続等による権利取得、転用制限の例外、権利移動制限の例外などの届出は、事務局で書類審査等を行い、受理したことを総会で報告する。

② 農地転用後の転用事業の進捗管理

農地転用許可を受けた者がその許可に付された条件に基づく転用事業の迅速かつ適切な進捗を図るため、転用事業者に農地転用許可済標識を交付し、許可を得て転用していることが明確に分かるよう、許可を受けた土地に設置し、許可のあった事業計画に従って転用が達成するまで掲示してもらう。

転用事業者は、工事が完成するまでの間、事業の進捗状況を委員会に報告するとともに、転用事業が完了したときは委員会に報告する。

地区担当の委員等は、転用事業者の報告を現地確認するほか、適宜現地を確認し、その結果を事務局に報告する。

委員会は、転用事業の進捗状況を把握し、事業計画どおりに事業が行われていなければ、事業実施の指導・勧告などを行う。

③ 農地所有適格法人の要件確認等

農地所有適格法人から事業年度の終了後３か月以内に、法人要件の報告を徴収し、事務局で書類審査を行い、要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たしていることを確認する。

委員会は、法人要件の報告が未報告の場合は指導・勧告などを行う。

④ 農地パトロール（利用状況調査）の実施

農地法第 30 条では、農業委員会は毎年１回、管内全ての農地について「利用状況調査」を行わなければならないと規定している。

令和６年度においては、６月に合同農地パトロールを実施し、以降、農地パトロール強化月間中に地区別農地利用状況調査を実施することにより、全ての農地についての利用状況を現地調査で把握する。

このため地区代表者は、地区別農地利用状況調査の実施にあたり、地区別農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議を開催し、この調査を計画的に実施する。

また、委員等は、農地パトロール（利用状況調査）とは別に、日常的に農地の見守り活動に取り組むものとする。

なお、農地パトロール（利用状況調査）により遊休農地等が確認された際は、トラブルを避けるほか農業委員会の判断等の資料及び農地中間管理機構への提供等に活用するため、現況を写真撮影し、撮影地点等を地図に記録しておく。

⑤　利用意向調査の実施

事務局は、農地パトロール（利用状況調査）の結果、遊休農地が確認された場合は、ただちにその農地の所有者等に対し利用意向調査を実施する。利用意向調査の回答は１か月以内とし、郵送による回答のほか、委員等による戸別訪問等での聞き取りなどにより意向の確認を行う。

なお、利用意向調査の対象は１号遊休農地、２号遊休農地、第 33 条農地であり、再生利用が困難な農地は対象外となる。（前年までに調査を実施した遊休農地も対象。）

⑥　利用意向調査に基づく対応

ア　イ・ウに向けた農地中間管理機構との事前調整

イ　農地中間管理機構への通知（法第 35 条第１項）

ウ　農地中間管理機構への情報提供

エ　所有者等に対する勧告

オ　その他関連業務（県・機構･市町村税務担当課等への情報提供、農地台帳への反映、遊休農地解消緊急対策事業活用の検討、農地の利用調整、非農地化検討、非農地判断）

⑦　非農地判断の実施

農地パトロール（利用状況調査）の結果、再生利用が困難な農地に分類した農地は、直ちに農業委員会が「農地」に該当しない旨の判断を行うこととしている。

したがって、利用状況調査後、森林の様相を呈する又はその土地を農地として復元しても継続して農地として利用できないと見込まれる場合は、農業委員会は「農地」に該当しない旨の判断を行う。

一方、非農地判断は、所有者の意向により判断するものではなく、農業委員会が土地の現状を客観的に判断するものであるが、トラブル等を避けるためには非農地判断の前に所有者の意向を聞くことが望ましい。

そのため、非農地判断を行おうとする農地の所有者及び耕作者に対し、非農地判断を行う旨を事前に通知する。

非農地判断を行おうとする農地について、当年度の利用状況調査が未実施の場合は、農地として再生している可能性があるため、改めて現地調査を実施する。また、委員３名以上と事務局で調査を実施していなかった場合は改めて調査を実施する。

その際は、トラブルを避けるほか農業委員会の判断等の資料及び土地

地目変更登記の際に現状を登記官が判断する資料として活用するため、現況を写真撮影し、撮影地点と撮影方向を地図に記録しておく。（ただし、山間部に奥深く現地調査が行えない場合は、航空写真等による。）

非農地判の結果非農地となったときは、速やかに農地の所有者、県、市、法務局等に通知するとともに、農地台帳の整理を行う。

⑧　現況が農地でないことの証明等

非農地証明願いにより、事務局の事前調査を経て、委員等３人以上と事務局での現地調査により非農地判断を行い、その結果、農地に該当しないと決定したものには非農地証明書を交付し、農地に該当すると決定したものには非農地証明が適当でないと認め非農地証明願返戻通知書により通知する。

⑨　遊休農地対策の計画的な実施

農地の利用状況調査については、１号遊休農地の区分や利用意向調査の適切な実施、農地中間管理機構との協議の勧告、非農地判断・通知などを計画的かつ着実に実施できるよう会議・研修会等において制度の周知を図るとともに、遊休農地対策の定期的な進行管理を行う。

また、所有者不明農地の活用を可能とする制度の周知を図り、農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努める。

さらに、遊休農地の発生防止・解消に向けて、県担い手育成総合支援協議会のホームページに遊休農地を掲載する「見える化事業」などの活用を推進するとともに、耕作放棄地解消事例の収集を行い、地域の農業者と連携して農地の保全管理を行う仕組みづくり等を検討する。

⑩　無断・違反転用の早期発見及び是正指導の強化

農地パトロール（利用状況調査）及び日常的な農地の見守り活動で無断・違反転用を早期発見し、是正指導を行う。

⑪　農地中間管理機構の事業活用の推進

農地中間管理機構である「新潟県農林公社」との連携を強化し、農地中間管理事業を推進する。

⑫　令和４年度に導入したタブレット端末１８台の活用

令和４年度に、国の令和３年度補正予算に係る農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業として、１８台のタブレット端末を購入した。

全委員等に行き渡る台数ではないが、タブレット端末は通信機能やＧＰＳ機能を備え、写真撮影もでき、ｅＭＡＦＦ地図と連携した現地確認アプリや意向把握アプリ、活動記録アプリを搭載している。

農地転用等の現地調査をはじめ、農地パトロール（利用状況調査）、利用意向調査及び日常的な農地見守り活動での積極的な活用を図る。

⑬　巡回農事相談会の開催

農業者が抱える問題と課題を把握し、相談・指導・助言などで具体的な

対応策を提案することで、良好な農地管理と農業経営の促進を図るため、農事相談会を定期開催する。

５．農業者等との意見交換や政策提言活動等の推進

①　日常の農業委員・農地利用最適化推進委員活動をとおした、地域の農業者等が抱える個々の問題の把握

②　国県市等による農政情報や法改正等の情報、全国農業会議所・新潟県農業会議等による提案・要請活動等の収集

③　県内市町村農業委員会事務局体制及び農業委員会活動等の把握

④「地域の農業者等との意見交換会」の開催

⑤「市長と農業者の意見交換」への参画

⑥　関係行政機関等への「佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」の提出・報告

６．農業者年金加入者の拡大対策等の推進

①　「若い農業者」「女性農業者」等への周知徹底

②　農業協同組合と連携した新規加入の推進（加入推進部長の設置）

③　新規加入推進活動と農業者年金業務の適正執行のための研修会等への参加及び日常的な相談活動の実施

参考：令和５年度農業者年金新規加入目標　４人

７．農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

①　農業に関する施策や農業委員会活動等を掲載した「農業委員会だより」の発行（９月・３月）

②　市広報紙「市報さど」、市ホームページ（農業委員会ホームページ）による情報提供

③　田・畑売買価格、農作業料金・農作業労賃、農地の賃借料情報及び農作業標準料金に関する調査・情報収集

④　「農地賃借料情報」（１１月）、「農作業標準料金」（２月）の提供

⑤　「全国農業新聞」「全国農業図書」の普及拡大と地域情報の提供

参考：令和５年度全国農業新聞普及拡大計画 目標部数：３００部 ※　農業委員、農地利用最適化推進委員１人１部以上の新規申込みの確保 ※　農業委員、農地利用最適化推進委員数比５倍以上の部数達成

Ⅴ　年間活動計画表（主要業務）

月　別	内　容
毎月	○総会、農地部会、転用等現地調査 ○県農業会議常設審議委員会 ★地域計画策定協議への参加 ★農地の見守り活動、農家の意向把握活動、全国農業新聞・農業者年金の普及推進活動、農業委員会活動記録簿の作成・提出　等
４月	◆全国農業新聞普及強調月間（４～６月） ○地区代表者会議 ○広報・研修委員会 ・新任農業委員会職員研修会 ・県農業会議前期業務推進会議（巡回） ★令和６年度農業委員会事業方針・事業計画の公表 ★令和６年度最適化活動の目標の設定等の公表
５月	○地区別農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議 ○農地利用最適化推進会議 ・全国農業委員会会長大会（29～30 日） ・下越地区農業委員会連絡協議会理事会 ・農業委員会業務担当者会議
６月	○農政振興部会 ・県農業会議通常総会（25 日） ・市町村農業委員会会長会議 ・農業委員会事務局長会議 ・農業委員会新潟県職員研修協議会定例総会 ★令和５年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 ★合同農地パトロール及び地区別農地利用状況調査の実施
７月	◆農地パトロール強化月間（７～８月） ○広報・研修委員会 ・農業委員会サポートシステム操作研修会 ★農地利用状況調査の実施 ★遊休農地等所有者への利用意向調査の実施（判定後直ちに実施） ★先進地視察研修
８月	◆全国農業新聞普及強調月間（８～１１月） ○農政振興部会 ・市町村農業委員会代表者研修会 ・下越地区農業委員会連絡協議会理事会 ★農地利用意向調査回答期限、未回答者への戸別訪問
９月	・県農業会議前期業務推進会議（巡回） ・農業委員会職員現地研修会 ★農業委員会だより NO.39 発行
１０月	○地区代表者会議 ○農政振興部会 ・農業者年金加入推進特別研修会 ・北信越ブロック女性農業委員会研修会 ・農業委員会職員全国研究会 ★農事相談会（JA 佐渡農協祭り）

１１月	◆農業者年金加入推進月間（１１～２月） ○農政振興部会 ○農業者年金委員会 ・県農業委員会大会（21 日） ・農業委員等研修(21～22 日) ・農業者年金加入推進セミナー（27 日） ・全国農業委員会会長代表者会議（28 日）
１２月	○地区別農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議 ○農地利用最適化推進会議 ○農政振興部会 ・県女性農業委員等研修会 ★農林業新規就農就業チャレンジフェア参加 ★巡回農事相談会 ★農業者等と農業委員会の意見交換会
１月	◆全国農業新聞普及強調月間（１～２月） ○広報・研修委員会 ○農業者年金委員会 ・市町村農業委員会役員等研修会 ★市長と農業者の意見交換 ★農地利用最適化推進活動（戸別訪問） ★巡回農事相談会
２月	・農業委員会新潟県職員研修協議会理事会 ・下越地区農業委員会連絡協議会理事会・定例総会 ・地域別農業委員会会長・事務局長会議 ★農地利用最適化推進活動（戸別訪問） ★遊休農地等の現地確認
３月	○農地利用最適化推進会議 ・県農業会議通常総会 ★農業委員会だより NO.40 発行 ★遊休農地等の現地確認 ★県に遊休農地等に対する措置状況を報告
随時	○地区別農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議 ○総会時等に開催する農業委員等研修

参考：令和６年度総会・農地部会の開催日程

	総会開催日	農地部会開催日
第　１　回	４月３０日（火）	４月１９日（金）
第　２　回	５月３１日（金）	５月２０日（月）
第　３　回	６月２８日（金）	６月２０日（木）
第　４　回	７月３１日（水）	７月１９日（金）
第　５　回	８月３０日（金）	８月２０日（火）
第　６　回	９月３０日（月）	９月２０日（金）
第　７　回	１０月３１日（木）	１０月２１日（月）
第　８　回	１１月２９日（金）	１１月２０日（水）
第　９　回	１２月２６日（木）	１２月１９日（木）
第１０回	１月３１日（金）	１月２０日（月）
第１１回	２月２８日（金）	２月２０日（木）
第１２回	３月２８日（金）	３月１９日（水）

※　総会で審議する許可申請書の提出締切は、原則１０日とします。ただし、休日の場合は、翌平日とします。

※　総会の開催日時について

総会は、毎月平日の末日に開催します。ただし、年末の月は御用納めとなる日の前日の平日、年度末の月は平日末日の前日の平日開催とします。

また、総会は午後から開催します。ただし、９月は午前中の開催とします。

※　農地部会の開催日時について

農地部会は、毎月２０日に開催します。ただし、休日の場合は、その前後の開催とします。

また、農地部会は原則として午後の開催とします。ただし、９月は午前中の開催とします。

参考：令和６年度県農業会議常設審議委員会の開催日程

	開催日	会議室名
９７回	４月１５日（月）１０時３０分～	JA 新潟ビル９階中会議室
９８回	５月１６日（木）１０時３０分～	
９９回	６月１７日（月）１０時３０分～	
１００回	７月１６日（火）１０時３０分～	
１０１回	８月１６日（金）１０時３０分～	
１０２回	９月１７日（火）１０時３０分～	
１０３回	１０月１６日（水）１０時３０分～	
１０４回	１１月１５日（金）１０時３０分～	
１０５回	１２月１６日（月）１３時３０分～	
１０６回	１月１７日（金）１３時３０分～	
１０７回	２月１７日（月）１３時３０分～	
１０８回	３月１７日（月）１０時３０分～	